（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正）

第六条　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第二項中「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改める。

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治
内閣総理大臣　安倍　晋三

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年七月四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一二五

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同部沖縄総合事務局の項中「総務調整官」を「総務調整官　振興企画官」に、「監査官　庁舎管理官」を「監査官　情報管理官　庁舎管理官　安心・安全対策推進官」に、「首席外国船舶監督官」を「首席外国船舶監督官　課長補佐（総括）」に改め、「監査官付主査」を削る。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「総括審議官」を「総括審議官　政策立案総括審議官」に改め、「監査官」を削る。

別表個人情報保護委員会の部事務局の項中「次長」を「次長　政策立案参事官」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「次長」を「次長　政策立案総括審議官」に、「広報室長」を「管理室長　広報室長」に、「課長補佐（管理）」を「課長補佐（管理）　専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、「専門官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を削る。

別表総務省の部内部部局の項中「統計品質管理官」を削る。

別表法務省の部内部部局の項中「部長」を「部長　政策立案総括審議官」に、「刑事法制管理官　矯正医療管理官」を「刑事法制管理官　国際刑事管理官　矯正医療管理官」に、「政策評価企画室長」を「企画再犯防止推進室長」に、「情報管理室長　国際室長」を「政策立案・情報管理室長」に改め、「資料調査官」及び「民事調査官」を削り、「社会復帰支援室長」を「地域連携・社会復帰支援室長」に、「刑事法制管理官」を「刑事法制管理官、国際刑事管理官」に、「施設整備調整官」を「施設整備調整官　民事調整官」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「サイバーセキュリティ・情報化参事官」を「政策立案参事官　サイバーセキュリティ・情報化参事官」に改め、「考査・政策評価官」を削り、「サイバー政策室長」を「サイバー政策室長　国連制裁室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「サイバーセキュリティ・政策評価審議官」を「サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官」に、「調査官　人事評価調整官」を「人事調整官　人事評価調整官　人事企画推進官」に、「評価室長　情報システム企画室長」を「政策推進室長　情報システム企画室長　調査官」に、「評価・研究開発法人支援室長」を「評価・研究開発法人支援室長　新興・融合領域研究開発調査戦略室長」に、「地域支援企画官」を「地域支援室長」に、「高齢者雇用対策官」を「人材活用推進官」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「自立推進・指導監査室長　消費生活協同組合業務室長」を「自立推進・指導監査室長　保護事業室長　消費生活協同組合業務室長」に、「、公共職業安定所運営企画室長」を「、公共職業安定所運営企画室長、少子化総合対策室長」に改め、同部国立保健医療科学院の項中「研究情報支援研究センター長」を「研究情報支援研究センター長　保健医療経済評価研究センター長」に改め、同部地方厚生局の項中「特別指導管理官」を「特別指導管理官　部次長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「食品規格室長」を「基準認証室長」に、「調整室長　経営安定対策室長」を「調整室長　担い手総合対策室長　経営安定対策室長」に改め、「経営体育成支援室長」を削り、「保険数理室長」を「農業経営収入保険室長」に改める。

別表水産庁の部内部部局の項中「指導監督室長」を「漁業取締管理室長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「ルール形成戦略室長」を「通商戦略室長」に、「韓国室長」を「韓国室長　国際経済紛争対策官」に、「農水産室長」を「農水産室長　特殊関税等調査室長」に、「計量行政室長　環境指導室長」を「計量行政室長　基準認証戦略企画官　環境指導室長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「技術基準審査官」を削り、「システム開発評価・危機管理センター所長」を「システム開発評価・危機管理センター所長　首席開発評価管理官」に改め、同部国土技術政策総合研究所の項中「福利厚生官　課長（人事）　総務課長」を「福利厚生官　課長（人事）　総務課長　会計課長　企画課長　研究評価・推進課長　施設課長　管理課長」に、「室長（企画部、管理調整部、下水道研究部、河川研究部、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部の室長並びに建築研究部、住宅研究部及び都市研究部の部長を直接補佐し、部の事務の連絡調整に関する事務を担当する室長に限る。）」を「室長（企画部、管理調整部、下水道研究部、河川研究部、土砂災害研究部、道路交通研究部及び道路構造物研究部の室長並びに建築研究部、住宅研究部及び都市研究部の部長を直接補佐し、部の事務の連絡調整に関する事務を担当する室長に限る。）　サイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官」に改め、同部地方整備局の事務所の項中「保全指導・監督官室長　統括建設管理官」を「建設専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）　統括建設管理官　保全指導・監督官室長」に改め、同部開発建設部の項中「築港対策官」を削り、同部空港・航空路監視レーダー事務所の項中「先任航空管制運航情報官」を削る。

別表気象庁の部内部部局の項中「防災企画室長」を「防災企画室長　気象ビジネス支援企画室長」に、「データネットワーク管理室長　情報管理室長」を「データネットワーク管理室長　情報管理室長　気象技術開発室長　情報管理室長」に、「航空気象観測整備運用室長　気象測器検定試験センター所長」を「航空気象観測整備運用室長　気象測器検定試験センター所長」に、「データネットワーク管理室長」を「、データネットワーク管理室長、気象技術開発室長」に改め、「気象測器検定試験センター所長」を削り、「調査官（人事、法規、予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」を「調査官（人事、法規、予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）　気象測器検定試験センター所長」に改める。

別表環境省の部内部部局の項中「局次長」を「局次長　政策立案総括審議官」に、「フロン対策室長」を「フロン対策室長　国際協力・環境インフラ戦略室長」に改め、同部地方環境事務所の項中「保全統括官」を「次長　保全統括官　部長」に、「統括自然保護企画官」を「統括自然保護企画官　支所長」に改める。

別表原子力規制委員会の部原子力規制庁の項中「サイバーセキュリティ・情報化参事官」を「政策立案参事官　サイバーセキュリティ・情報化参事官」に、「企画官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を「企画官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　企画調査官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」に、「企画調査官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」を「服務専門職」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「参事官」を「参事官　政策立案参事官」に改め、「上席企画専門官」及び「人事評価運用専門官」を削る。

別表備考第一項中「平成二十九年十一月三十日」を「平成三十年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。